

○平成二十一年経済産業省・国土交通省告示第四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、国土交通大臣又は経済産業大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を次のように定めたので、同条第八項の規定により、告示する。

- 一 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第五項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十九項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化に資する改修工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次の表の上欄に掲げる工事の種別及び地域区分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号）別表第10に掲げる地域の区分をいう。）に応じそれぞれ同表の下欄に定める額に、当該一般断熱改修工事等の施工面積を乗じて得た金額（一般断熱改修工事等を行った家屋の当該一般断熱改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分に係る当該一般断熱改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該一般断熱改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）とする。

工事の種別及び地域区分	単位当たりの金額
平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号（以下この表において単に「告示」という。）第一項第一号アに規定する窓の断熱性を高める工事及び同号イに規定する窓の日射遮蔽性を高める工事のうち、ガラスの交換（1から8地域まで）	施工面積一平方メートルにつき三万二百円
告示第一項第一号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換（1、2及び3地域）	施工面積一平方メートルにつき五万五百円
告示第一項第一号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設（4、5、6及び7地域）	施工面積一平方メートルにつき四万八千五百円
告示第一項第一号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（1、2、3及び4地域）	施工面積一平方メートルにつき七万八千四百円

告示第一項第一号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（5、6及び7地域）	施工面積一平方メートルにつき八万七千九百円
告示第一項第一号ウに規定する天井等の断熱性を高める工事（1から8地域まで）	施工面積一平方メートルにつき一万二千百円
告示第一項第一号エに規定する壁の断熱性を高める工事（1から8地域まで）	施工面積一平方メートルにつき二万円
告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性を高める工事（1、2及び3地域）	施工面積一平方メートルにつき九千五百円
告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性を高める工事（4、5、6及び7地域）	施工面積一平方メートルにつき九千百円

二 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第五項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十九項第二号に規定する工事（以下「エネルギー使用合理化設備設置工事」という。）の標準的な費用の額として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次の表の上欄に掲げる工事の種類に応じそれぞれ同表の下欄に定める額に、エネルギー使用合理化設備設置工事の箇所数（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第五号（この号において単に「告示」という。）第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置については集熱器の面積の合計）を乗じて得た金額（エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋の当該エネルギー使用合理化設備設置工事に係る部分のうちその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用の額が占める割合を乗じて計算した金額（当該エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）とする。

工事の種類	単位当たりの金額
告示第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	集熱器一平方メートルにつき十六万四千八百円
告示第一項第二号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	一件につき四十七万二千四百円
告示第二項に規定する潜熱回収型給湯器の設置工事	一件につき五万三千四百円
告示第三項に規定するヒートポンプ式電気給湯器の設置工事	一件につき五十三万八千円
告示第四項に規定する燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事	一件につき九十万九千円

告示第五項に規定するエアコンディショナーの設置工事	一件につき十一万七千百円
---------------------------	--------------

三 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第五項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十九項第三号に規定する工事（以下「太陽光発電設備設置工事」という。）の標準的な費用の額として経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額は、二十九万九千五百円（次の表の上欄に掲げる種類の工事を併せて行う場合には、同表の下欄に定める費用を加算した額）に当該太陽光発電設備設置工事で設置する太陽電池モジュール（平成二十一年経済産業省告示第六十八号に規定する太陽電池モジュールをいう。）の出力を乗じて得た金額（幹線増強工事（単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事をいう。）を併せて行う場合には、当該金額に十三万五千八百円を加算した金額）とする（太陽光発電設備設置工事を行った家屋の当該太陽光発電設備設置工事に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額が占める割合を乗じて計算した金額（当該太陽光発電設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）とする。）。

工事の種類	費用
安全対策工事（急勾配の屋根面又は三階建以上の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該太陽光発電設備設置工事に従事する者並びに当該太陽光発電設備設置工事で設置する設備及び工具の落下を防止するために必要となる足場を組み立てる工事をいう。）	四万九千三百円
陸屋根防水基礎工事（陸屋根の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該陸屋根に架台の基礎を設置する部分を掘削して行う基礎工事及び防水工事をいう。）	七万六千八百円
積雪対策工事（太陽光発電設備設置工事で設置する設備が積雪荷重に対して構造耐力上安全であるように太陽電池モジュール及び架台を補強する工事をいう。）	四万四百円
塩害対策工事（太陽光発電設備設置工事で設置する設備に対する塩害を防止するために必要となる防錆工事をいう。）	三万円

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成二五年五月三十一日経済産業省・国土交通省告示第四号）

- 1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一号中「工事の種別及び地域の区分」を「工事の種別及び地域区分」に、「（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成十八年経済産業省・国土交通省告示第三号）別表第1に掲げる地域の区分をいう。）」を「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第一号）別表第4に掲げる地域区分をいう。）」に改める部分及び第一号表中「地域の区分」を「地域区分」に、「Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域」を「1から8地域まで」に、「Ⅰ及びⅡ地域」を「1、2及び3地域」に、「Ⅲ、Ⅳ及びⅤ地域」を「4、5、6及び7地域」に、「Ⅰ、Ⅱ及びⅢ地域」を「1、2、3及び4地域」に、「Ⅳ及びⅤ地域」を「5、6及び7地域」に、「ⅠからⅥ地域まで」を「1から8地域まで」に改める部分は、平成二十五年十月一日から施行する。
- 2 居住者が、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋（当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。）を平成二十六年四月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

附 則 （平成二八年三月三十一日経済産業省・国土交通省告示第三号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月三十一日経済産業省・国土交通省告示第五号）

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 個人が所得税法等の一部を改正する等の法律第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等をした家屋（当該一般断熱改修工事等をした部分に限る。）を平成二十九年四月一日前に同項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則 （令和元年七月五日経済産業省・国土交通省告示第二号）

- 1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。
- 2 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋（当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。）を令

和二年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年三月三十一日経済産業省・国土交通省告示第一号)

- 1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この告示は、個人が、当該個人の所有する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用の家屋について同条第二項に規定する対象一般断熱改修工事等をして、当該居住用の家屋を令和四年一月一日以後に当該個人の居住の用に供する場合について適用し、個人が、当該個人の所有する所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用の家屋について同条第三項に規定する対象一般断熱改修工事等をして、当該居住用の家屋を同日前に当該個人の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年六月二八日経済産業省・国土交通省告示第四号)

- 1 この告示は、令和五年一月一日から施行する。
- 2 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋を令和五年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年三月三〇日経済産業省・国土交通省告示第一号)

- 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この告示は、個人が、当該個人の所有する所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）第十三条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用の家屋について同条第二項に規定する対象一般断熱改修工事等をして、当該居住用の家屋を令和六年一月一日以後に当該個人の居住の用に供する場合について適用し、個人が、当該個人の所有する所得税法等の一部を改正する法律第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用の家屋について同条第二項に規定する対象一般断熱改修工事等をして、当該居住用の家屋を同日前に当該個人の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年八月五日経済産業省・国土交通省告示第四号)

- 1 この告示は、令和七年一月一日から施行する。
- 2 この告示は、個人が、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十

九の三第一項に規定する居住用の家屋について同条第二項に規定する対象一般断熱改修工事等をして、当該居住用の家屋を令和七年一月一日以後に当該個人の居住の用に供する場合について適用し、個人が、当該個人の所有する租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用の家屋について同条第二項に規定する対象一般断熱改修工事等をして、当該居住用の家屋を同日前に当該個人の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

附 則 （令和八年三月三十一日経済産業省・国土交通省告示第四号）

- 1 この告示は、令和九年一月一日から施行する。ただし、本則中「第二十六条の二十八の五第四項を「第二十六条の二十八の五第五項」に改める改正規定、第一号中「同条第十一項第一号」を「同条第十九項第一号」に改める改正規定、第二号中「同条第十一項第二号」を「同条第十九項第二号」に改める改正規定及び第三号中「同条第十一項第三号」を「同条第十九項第三号」に改める改正規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 個人が、当該個人の所有する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用の家屋について同条第二項に規定する対象一般断熱改修工事等をして、当該居住用の家屋（当該対象一般断熱改修工事等に係る部分に限る。）を令和九年一月一日前に当該個人の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。